

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	宮城県
1. 料金割引の基本的方向性 (1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
<p>本来、日本道路公団の民営化に伴うコスト縮減等の成果は、全ての利用者が公平に享受することが可能となるような方策として、割引制度は導入されるべきと考えられる。</p>	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	
<p>大口・多頻度利用者に対して利用度合いに応じた割引を行うことについては、理解が得られるものとする。</p>	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

割引制度の具体的内容については、マイレージ割引と時間帯割引の実施により、利用状況に応じた割引や、大都市と地方部のそれぞれの課題に対応した割引等となっており妥当なものとする。

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

割引制度の内容については、割引の実施状況や、効果の把握、利用者の意見等を踏まえながら、適宜適切に見直していくことが重要であるとする。

※その他の意見

- ・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

料金の割引制度を導入することにより、高速自動車国道と接続する日本道路公団や地方道路公社の一般有料道路と料金の格差がさらに拡大することが考えられるので、道路利用者の立場から一般有料道路事業の料金について検討することも必要と考える。

- ・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。